

海田町印鑑条例の一部を改正する条例する条例をここに公布する。

令和8年6月9日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町条例第13号

海田町印鑑条例の一部を改正する条例

海田町印鑑条例（昭和60年海田町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第1号中「いい、」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改め、同項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第18条の2第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。